

答申第113号
令和8年1月28日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 森 雄亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和7年8月21日付け青公委第42号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

交差点事故看板設置に関する文書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和7年6月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「令和7年5月28日に六戸の交差点で発生した事故（以下「本件事故」という。）について、①目撃情報の看板の作成経費のわかる文書（以下「本件行政文書1」という。）、②上記の看板設置場所の許可に関する文書（以下「本件行政文書2」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年6月24日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年7月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「質問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示しない部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

通知書では、「開示請求された行政文書は、作成されていないため保有していません。」とある。看板を設置するには、経費や人件費が発生しており行政文書は作成されてあるはずである。作成されてない理由が明らかでない。

よって、行政文書の不開示決定処分は不当であり、開示しない部分の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、次のとおりである。

1 本件処分の決定理由

請求人の申し立てる本件事故について、①目撃情報の看板の作成経費のわかる文書についてであるが、同看板は、十和田警察署で保管する既存の看板枠、用紙等を用いて十和田警察署員が作成、設置したものであり、改めて購入した物品は皆無であり、文書の作成はしていないことから原処分としたものである。

なお、既存の看板枠について説明すると、同看板枠は、十和田警察署において青森県財務規則第264条別表第4の規定に基づき消耗品として管理している物品である。

消耗品の購入履歴については、文書の保存期間が5年となっているが、十和田警察署で保存している文書を確認したところ、同看板枠についての文書は存在しなかつたことから、少なくとも5年以上前に調達した物品であり、同看板枠作成に関連する文書は、保存期間の満了に伴い、廃棄したものと考えられる。

2 本件処分の正当性

審査請求人は、開示請求をする行政文書に「目撃情報の看板の作成経費のわかる文書」と記載しているが、前記1で弁明したとおり、本件事故について改めて購入した物品はなく、また、看板の作成及び設置は警察官が行っていることから、看板の作成経費について、本件事故発生後、改めて作成した文書は存在せず、条例第11条第2項の規定により不開示とした原処分は正当である。

3 結論

以上のことから、本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は退けられるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書の存否について

(1) 本件行政文書1について

ア 実施機関によると、本件事故に係る目撃情報の看板は、十和田警察署で保管する既存の看板枠、用紙等を用いて十和田警察署員が作成、設置したものであり、改めて購入した物品はなく、看板の作成経費について、本件事故発生後、改めて作成した文書は存在しない、当該看板枠は、十和田警察署において青森県財務規則第264条別表第4の規定に基づき消耗品として管理されている物品であり、消耗品の購入履歴に関する文書は保存期間が5年と定められているところ、十和田警察署における保存文書を確認したが、当該看板枠についての文書は存在しなかったとしている。

イ これらの説明に特に不自然、不合理な点は認められない。その他、実施機関が本件行政文書1を保有していることをうかがわせるに足りる事情はない。

ウ したがって、実施機関は、本件行政文書1を保有しているものとは認められない。

(2) 本件行政文書2について

ア 当審査会事務局職員をして諮問実施機関に本件行政文書2の存否等について確認させたところ、「当該看板のうち、道路に設置されているものについては原則として道路法に基づく許可を得ることが必要となり、また、支柱等の物件に設置されているものについてはその管理者の了承を得る必要があるが、ひき逃げ事件で緊急性が高いこと等から、設置したいずれの看板についても書面による申請等を行わず、令和7年6月12日から同月16日の間に口頭による了承を得たものである。」とのことであった。

イ 上記の説明によれば、本件事故に係る看板の設置許可に関する行政文書は作成も取得もしていないことになるから、本件行政文書2は保有していないこととなるものである。その他、実施機関が本件行政文書2を保有していることをうかが

わせるに足りる事情はない。

ウ したがって、実施機関は、本件行政文書2を保有しているものとは認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件行政文書を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和7年8月21日	・ 諮問実施機関からの諮問書（実施機関の弁明書添付）を受理した。
令和7年12月19日 (第177回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年1月23日 (第178回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和8年1月28日現在)